

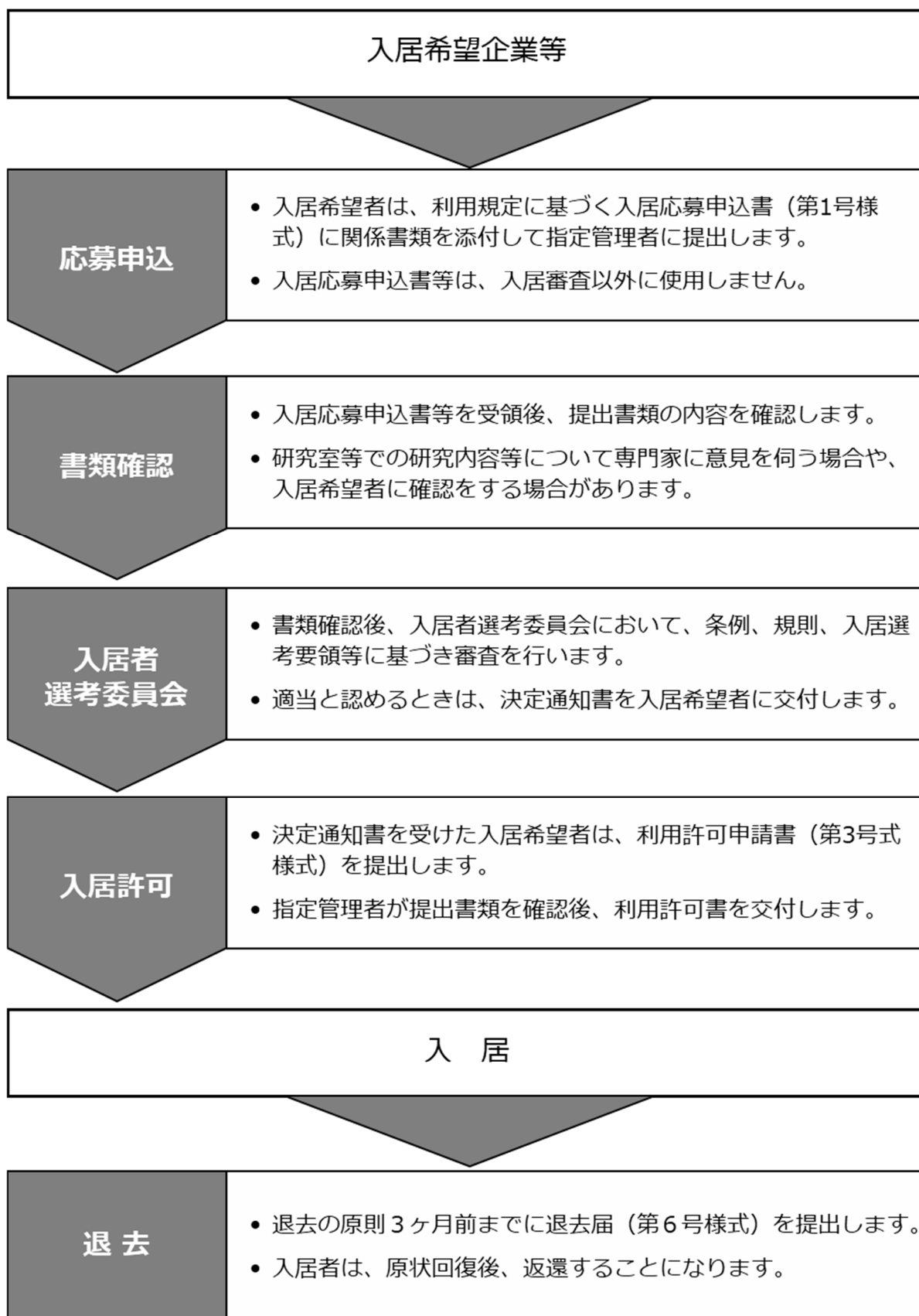
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター

研究室入居募集要領

令和 8 年度

指定管理者 バイオセンター運営共同体

入居応募申込から入居・退去迄の流れ



入居の条件

1. 入居対象者

次の（１）から（５）に定める要件をすべて満たしている者。

- （１）次のいずれかに該当する個人、法人又は法人格のない団体を構成する者であること。
 - イ 一定以上の技術力を有し、研究成果の企業化を積極的に指向するものであること。
 - ロ 県、大学、国公立試験研究機関と共同研究を行うものであること。
 - ハ 研究室等の利用者が行う研究開発を支援するものであること。
- （２）研究室等で行う研究開発等は、バイオテクノロジーを活用した食品や健康食品、化粧品、医薬品等の分野に関連するものであること。
- （３）事業資金の調達能力を有している者であること。
- （４）大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対し、十分な公害防止対策が可能な者であること。
- （５）研究開発等の内容等が各種法令等に抵触せず、研究室等の構造上、設備上問題なく利用する者であること。

2. 利用料等

（１）研究室利用料

棟区分	名称	面積 (m ²)	利用料金 (円/月)	備考
研究棟	研究室101	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室102	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室103	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室104	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室105	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室106	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室201	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室202	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室203	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室204	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室205	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室206	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室207	85.26	198,660	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室208	105.42	244,860	実験台、グリーンベンチ、試薬棚
実証棟	研究室111	76.45	177,870	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚
	研究室112	76.45	177,870	実験台、ドラフトチャンバー、試薬棚

(2) 水道光熱費

各室で利用した電気、水道等の利用料は、原則として個別メーターによる利用に応じた料金を支払っていただきます。

電話、インターネットについては、各入居者で通信業者とご契約いただき利用料金関係は直接支払っていただきます。

(3) 共益費等

原則として共同利用施設の水道光熱費に係る費用及び塵芥料を負担していただきます。

3. 入居期間

入居期間については、**原則 5 年、最長 10 年**とします。

ただし、入居 5 年を超える企業が継続入居を希望する場合は、入居者選考委員会（継続審査）にて研究開発状況や事業の進展状況等を勘案の上、1 年未満を限度に入居を承認します。

4. 応募の方法

入居を希望する場合は、入居応募者本人またはその代理人が、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター入居応募申込書（利用規定第 1 号様式）に下関係資料を添えて、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター事務室に持参または郵送により提出してください。

(1) 提出書類

- ① 入居応募申込書（利用規定第 1 号様式）
- ② 入居応募申請参考書類（別紙 1）
- ③ 誓約書（別紙 2）
- ④ 入居応募申請参考書類（補足資料）（別紙 3）
- ⑤ 法人にあっては登記事項証明書の履歴事項証明書、直近の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の計算内訳、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表）、個人にあっては住民票記載事項証明書及び収支計算書。ただし、創業 1 年未満のものについては、決算書の代わりに創立時貸借対照表を提出することができる。
- ⑥ 会社案内（パンフレット）等
- ⑦ その他センター長が必要と認める書類

(2) 提出先

〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎 12 番地 75
沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
電話：098-934-8435 FAX：098-934-8436
担当：大城慎也、知念

5. 入居選考基準

入居については、入居者選考委員会において、入居応募内容（1. バイオテクノロジーを活用した食品や健康食品、化粧品、医薬品等の分野との関連性、2. 研究計画の優位性、3. 研究開発等の計画、4. 事業計画、5. 経営の確実性、6. 県経済への波及効果）について協議を行

います。

6. 入居制限

制限については、「入居募集要綱」で定めるもののほか、センター長が別途定めます。

7. 利用開始

決定通知書により内定を受けた後、3ヵ月以内に利用を開始する事。

8. 共同利用機械器具

入居者は分析機器室にある分析機器等の利用については、最大5年間無償で利用することができます。

9. 退去

退去の3か月前までに退去届（利用規定第6号様式）を提出し、利用期間終了日までに利用施設を原状回復するとともに、指定管理者の確認を受ける必要があります。

10. 進捗状況調査

- ・入居期間中の研究成果等については、少なくとも年1回進捗状況調査を行います。
- ・退去後の研究成果等については、3年間進捗状況調査を行います。